⑷　追加弁済

ア　前記最終弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、各協定債権者（齋藤和代・齋藤雅人・齋藤庄哉・松木弥栄子・河村浩之を除く）の一般債権配当基準から初回弁済額及び最終弁済額を控除した残額を基準に案分比例して追加弁済する。この場合において、最終弁済と同時に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。

イ　協定債権者である齋藤和代・齋藤雅人・齋藤庄哉・松木弥栄子・河村浩之に対する追加弁済は行わない。

第４　優先債権、共益債権の弁済

国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。

以上

（別表省略）

東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０４８号

東京都千代田区外神田３丁目８番11号

清算株式会社　株式会社ワイエムディー・デザイン

代表清算人　山田　光夫

１　決定年月日　平成21年11月２日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１条　協定債権の支払

清算株式会社株式会社ワイエムディー・デザイン（以下「会社」という。）は、会社の全資産の換価が終了した日または本協定認可決定確定日のいずれか遅い日から３ヶ月以内に、会社の全資産の換価により得た金員から、公租公課その他一般の優先権のある債権等会社法515条３項括弧書内記載の債権に対する弁済原資を控除した後の金額を弁済原資として、別紙協定債権一覧表記載の協定債権の元本債権額に応じて按分した額を協定債権者に弁済する。

第２条　免除

協定債権者は、前項の弁済を受けたときに、その余の協定債権を免除する。

第３条　弁済の場所・方法

１　弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

２　弁済の方法

協定債権の弁済は、清算人事務所（東京都中央区八重洲二丁目８番７号福岡ビル９階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は協定債権者の負担とする）。

第４条　追加弁済

第１条による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価した上、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、別紙協定債権一覧表記載の協定債権の元本債権額に応じて按分した額を協定債権者に追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、第２条による免除の効力は失われるものとする。

以上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２０年（再）第５号

埼玉県入間市宮寺2698番地10

再生債務者　株式会社武蔵野園

主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

平成21年11月２日

さいたま地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第３号

兵庫県西宮市分銅町２番25―201号

再生債務者　株式会社ナンバラ

１　決議に付する再生計画案　平成21年９月30日付再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成21年12月21日午前11時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成21年12月11日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成21年12月７日

平成21年11月２日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２０年（再）第５号

埼玉県入間市宮寺2698番地10

再生債務者　株式会社武蔵野園

１　主文　本件再生手続を廃止する。

保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　さいたま市大宮区仲町２丁目24番地２　金杉仲町ビル５階　吉澤総合法律事務所　弁護士　吉澤　俊一

３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条３号に定める事由がある。

平成21年11月２日

さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第３０号

千葉県木更津市請西東２丁目11番地６

再生債務者　藤城　祐一

１　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年11月24日まで

４　一般異議申述期間　平成21年12月７日から平成21年12月21日まで

千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（再イ）第２号

山形県南陽市二色根122番地

再生債務者　船木　真澄

１　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年11月25日まで

４　一般異議申述期間　平成21年12月９日から平成21年12月24日まで

山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（再イ）第１７１号

埼玉県上尾市本町５丁目16番19号

再生債務者　佐藤　公二

１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年11月25日まで

４　一般異議申述期間　平成21年12月９日から平成21年12月16日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第２０８号

さいたま市緑区東浦和４丁目13番地９　コーポグリーンヒル102

再生債務者　山崎　安彦

１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年11月25日まで

４　一般異議申述期間　平成21年12月９日から平成21年12月16日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第２５６号

さいたま市見沼区大字小深作147番地６

再生債務者　有山　節子

１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年11月25日まで

４　一般異議申述期間　平成21年12月９日から平成21年12月16日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第１２５号

埼玉県草加市栄町２丁目11番３―1003号

再生債務者　上野　幸博

１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年11月25日まで

４　一般異議申述期間　平成21年12月９日から平成21年12月16日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２１年（再イ）第８１号

千葉県印旛郡栄町龍角寺676番地

再生債務者　伊藤　四郎

１　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年11月25日まで

４　一般異議申述期間　平成21年12月９日から平成21年12月24日まで

千葉地方裁判所佐倉支部